

平成 30 年 3 月 1 日に開催した平成 29 年度第 10 回公立大学法人静岡文化芸術大学教育研究審議会の結果は、次のとおりである。

1 静岡文化芸術大学名誉教授称号授与規程の改正について（審議）

(1) 趣旨

現行の規程では、理事長が称号授与することになっているが、学校教育法第 106 条に基づき、大学が授与するよう規程を改正する。

(2) 審議結果

特段の意見等はなく、規程の改正について承認された。

2 静岡文化芸術大学大学院学則改正について（審議）

(1) 趣旨

大学院の入学資格について、学校教育法第 155 条 1 項 1 号から 5 号を学則に追加する。

(2) 審議結果

特段の意見等はなく、大学院学則の改正について承認された。

3 静岡文化芸術大学入学者選抜に関する規程の改正について（審議）

(1) 趣旨

大学院の入学試験において、入学試験・高校大学連携センター長及び当該入試に関係しない研究科長を除く規程の改正を行う。

(2) 審議結果

特段の意見等はなく、大学院入学選抜に関する規程の改正について承認された。

4 平成 30 年度計画案について（審議）

(1) 趣旨

平成 30 年度計画の変更点に関する審議。

(2) 審議結果

平成 30 年度計画の変更点が承認され、経営審議会・役員会を経て静岡県知事に提出することとした。

5 本学を会場とする学会の開催について（審議）

(1) 趣旨

本学を会場として日本アートマネジメント学会を開催することについて審議。

(2) 審議結果

特段の意見等はなく、同学会の開催について承認された。

6 平成 30 年度キャリア支援事業について（報告）

7 静岡文化芸術大学基金寄附金の募集について（報告）

8 平成 29 年度計画実績（見込）と自己評価の記入について（その他）